

施設利用人数制限(9月19日～)について

さいたま市 プラザノース指定管理者

新型コロナウイルス感染症の現状を鑑み、9月19日以降の催物については、イベントにおける収容率および人数上限の緩和が図られることとなりました。ただし、下記のとおり主催者(利用者)側で対策をとっていただくことが条件となりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【参考】[11月までの催物の開催制限等について](#)(令和2年9月14日 文化庁政策課長)

1. 【収容定員が設定されている施設(ノースギャラリー以外)について】

○現在の施設利用者数の制限(定員の50%以下)を原則、継続となります。

○ただし、「大声での歓声、声援等がないことを前提とする催物」(別紙2参照)であり、以下のすべての対応が可能な場合は、制限を超える利用者数での利用が可能です。

- ・手洗、消毒を徹底すること
- ・マスク着用を徹底すること(着用率100%)
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置するなどの体制を整備すること
- ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離(最低2m)を確保すること
- ・入退場列、休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気を行うこと
- ・名簿の作成や参加者の連絡先の確実な把握
- ・参加者、出演者への検温の徹底
- ・利用チェックリストの事前提出

2. 【収容定員が設定されていない施設(ノースギャラリー)について】

「感染防止のチェックリスト」(別紙4参照)の(2)「基本的な感染防止等」に記載されている対策の徹底と、密が発生しない十分な人と人との間隔(1m)を空けた利用をお願いいたします。

3. 【利用取消に伴う還付の取扱いについて】

現在、実施している新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用取消に伴う利用料の全額還付措置については、イベント開催及び施設利用の制限が緩和されたことから、令和2年9月19日以降は、対象期間を以下のとおりとなります。

全額還付対象期間：**ホール・ノースギャラリー：令和3年3月末日の利用日まで**
多目的ルーム：令和3年1月末日の利用日まで
上記以外の施設：令和2年12月末日の利用日まで

なお、今後の政府やさいたま市のガイドラインを踏まえ、人数制限については適宜見直しを行う可能性があります。その場合はプラザノースのホームページにて随時ご案内いたします。

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼